

環境条例に基づく「工場等の敷地の緑化」に関する届出について

兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」第118条の規定により、特定工場等の新設又は増設、敷地面積の増加等をしようとするときは、届出をしなければなりません。

なお、工場等の緑化に関する届出には、この条例第118条以外に「工場立地法」および「環境条例第118条の2（都市における建築物及びその敷地の緑化）」によるものがあります。

1 届出制度の目的

特定工場等の新設又は増設、敷地面積の増加等に関わる事項を事前に届け出ることを義務づけ、工場等の立地が周辺の環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的としています。

2 環境条例（第118条工場等の敷地の緑化）の対象となるもの

敷地面積が1,000平方メートル以上の工場等（製造業、電気・ガス・熱供給業の工場、事業所）を新設又は増設するもの、または敷地が増加するもの。

3 緑化基準

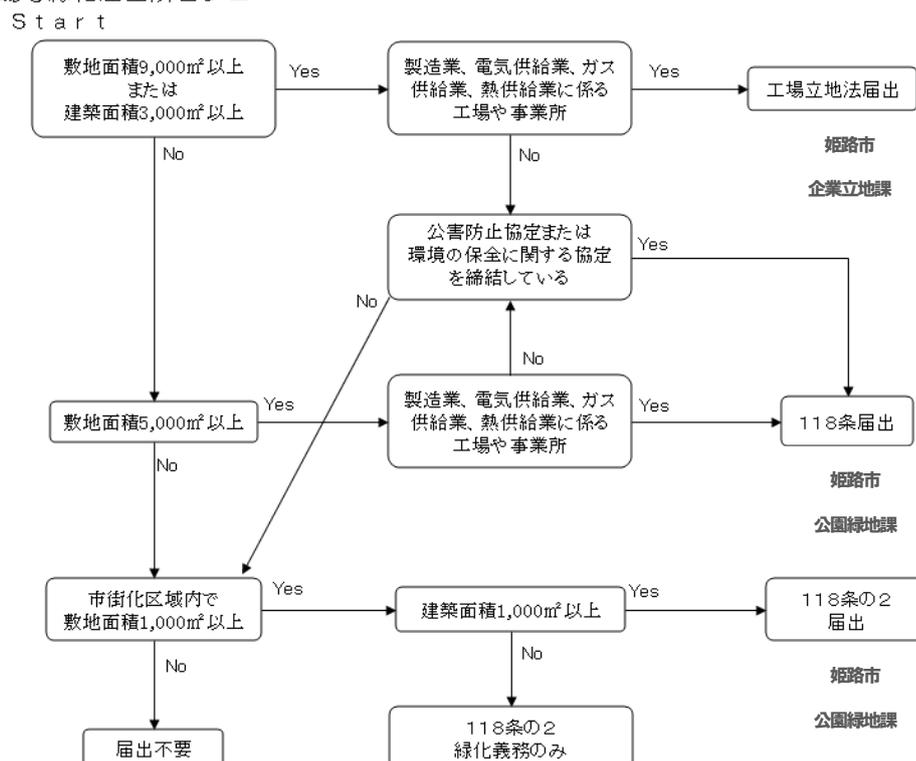
- 新設の場合：敷地面積の20%以上又は空地面積の50%以上を緑化
- 敷地面積の増加の場合：増加した敷地面積の20%以上
又は増加した敷地面積に係る空地面積の50%以上を緑化
- 既設の場合：空地面積の20%以上を緑化

4 届出について

- 届出の対象となるもの：敷地面積が5,000㎡以上、9,000㎡未満の工場等
- 届出内容：緑化計画届、緑化計画変更届、緑化計画完了届
- 届出時期：緑化計画届については、建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の申請前
- 届出先：姫路市公園緑地課（緑化担当）

《参考》

工場等緑化届出所管フロー



【参考】

○環境の保全と創造に関する条例（抜粋）

（工場等の敷地の緑化）

- 第 118 条** 工場等の所有者又は管理者は、当該工場等の敷地について、規則で定める工場等の敷地の緑化基準に従い、樹木の植栽を行わなければならない。
- 規則で定める業種に係る工場等であつて、一の団地内における敷地面積の合計が規則で定める規模のもの（以下「特定工場等」という。）の新設（敷地面積を増加することにより特定工場等となる場合を含む。）をしようとする者は、前項の緑化基準に従い、当該特定工場等の緑化に関する計画を作成して、規則で定めるところにより、これを知事に届け出なければならない。特定工場等の敷地面積の増加（規則で定める軽微な敷地面積の増加を除く。）をしようとする者についても、同様とする。
 - 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る規則で定める事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 知事は、第 2 項又は前項の規定による届出を行わずにこれらの規定による届出を要する行為に着手した者に対して、当該届出を行うことを勧告することができる。
 - 知事は、第 2 項又は第 3 項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る緑化について、第 1 項の緑化基準への適合が著しく不十分であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。
 - 知事は、工場等の所有者又は管理者に対し、当該工場等の樹木の植栽に関して必要な指導又は助言をすることができる。

○環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）

- 第 42 条** 条例第 118 条第 1 項に規定する規則で定める工場等の敷地の緑化基準は、別表第 16 のとおりとする。
- 条例第 118 条第 2 項の規定による届出は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請前に、特定工場等緑化計画届（様式第 29 号。以下「計画届」という。）に、位置図、配置図、現況写真その他知事が必要と認める書類を添付してしなければならない。
 - 条例第 118 条第 2 項に規定する規則で定める業種に係る工場等は、次に掲げる工場等（工場立地法（昭和 34 年法律第 24 条）第 6 条第 1 項に規定する特定工場を除く。）とする。
 - 工場立地法第 2 条第 3 項に規定する製造業等に係る工場等（同法第 6 条第 1 項に規定する政令で定める業種に属するものを除く。）
 - 前号に規定するもののほか、県又は市町と公害の防止又は環境の保全に関する協定を締結している工場等
 - 条例第 118 条第 2 項に規定する規則で定める軽微な敷地面積の増加は、300 平方メートル以下のものとする。
 - 条例第 118 条第 3 項の規定による届出は、特定工場等緑化計画変更届（様式第 30 号）に、変更に係る図面その他知事が必要と認める書類を添付してしなければならない。
 - 条例第 118 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、計画届に記載された事項とする。
 - 条例第 118 条第 3 項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - 第 3 項第 1 号に規定する製造業等の範囲内における業種の変更
 - 緑地の面積の増加
 - 条例第 118 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る緑化計画に基づく植栽が完了したときは、遅滞なく、特定工場等緑化計画完了届（様式第 31 号）に、配置図、植栽の完了

後の現況写真その他知事が必要と認める書類を添付して、それを知事に提出しなければならない。

別表第 16 (第 42 条関係)

工場等の区分	緑地の面積			樹木の植栽
	新設の場合	敷地面積の増加の場合	既設の場合	
第 42 条第 3 項に規定する工場等 (敷地面積が 1,000 平方メートル以上のものに限る。)	敷地面積の 20 パーセント以上とすること。	増加した敷地面積の 20 パーセント以上とすること。	空地面積の 20 パーセント以上とすること。	次のいずれかの要件に該当する植栽を行うこと。 (1) 10 平方メートル当たり高木が 1 本以上あること。 (2) 20 平方メートル当たり高木が 1 本以上及び低木が 20 本以上あること。 (3) 低木、竹又は芝その他の地被植物で表面が被われていること。
第 42 条第 3 項に規定する工場等以外の工場等で、空地面積が 300 平方メートル以上のもの (敷地面積が 1,000 平方メートル以上のものに限る。)	空地面積の 50 パーセント以上とすること。	増加した敷地面積に係る空地面積の 50 パーセント以上とすること。	第 42 条第 3 項に規定する工場等に係る基準によること。	第 42 条第 3 項に規定する工場等に係る基準によること。

備考 1 「緑地の面積」、「高木」及び「低木」とは、それぞれ別表第 15 の 1 の部分の備考に規定するものをいう。

2 「新設の場合」とは、条例第 118 条の規定の施行の日以後に事業所が設置される場合をいい、「既設の場合」とは、同日前に事業所が設置されている場合をいう。

3 「空地面積」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積をいう。

(1) 都市計画区域内の事業所 敷地面積から当該敷地面積に建ぺい率を乗じて得た面積を控除した面積

(2) 都市計画区域外の事業所 敷地面積に 10 分の 3 を乗じて得た面積

4 工業団地 (工場立地法第 4 条第 1 項第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。) 内の事業所については、当該工業団地内に共通緑地があるときは、当該共通緑地の面積に、当該工業団地の全事業所の敷地面積の合計に対する当該事業所の敷地面積の割合を乗じて得た面積を、当該事業所の緑地の面積に算入することができる。

※ 別表 15 の 1

備考 1 「緑地の面積」とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地で、10 平方メートルを超える区画されたもの又はこれと同等と認められるものの面積をいう。

4 「高木」とは、成木に達したときの樹高がおおむね 3 メートル以上の樹木をいい、「低木」とは、高木以外の樹木をいう。

特定工場等の緑化計画届等の事務処理手順フロー図

